

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の財源確保、地元企業等の活性化及び地域福祉活動の推進等を図るため、本会の発行物等に掲載する有料広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる発行物等は、次に掲げるものとする。ただし、本会会長が広告掲載を妥当ではないと認めるときは、掲載できないものとする。

- (1) 本会が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 本会のホームページ
- (3) その他広告掲載が可能と本会会長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、本会の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの及び類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 本会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当ではないと本会会長が認めるもの

(広告の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、発行物等の目的を妨げない位置とする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、広告の作成経費、広告の掲載を希望する発行物等の種類や広告掲載位置、広告掲載の期間、広告の規格・大きさ、広告の効果及び類似広告の市場価格等を勘案して別に定めるものとする。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者は、原則として機関紙等により公募するものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告の掲載ができる発行物等を所管する係（以下「所管係」という。）の定める基準により、広告の原稿を添えて、本会会長に提出するものとする。

2 前項による申込みの際は、本会会長は必要に応じて業務内容等がわかるものの提示を求めることができる。

(広告原稿の審査)

第8条 本会会長は、広告原稿が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告を掲載する者（以下「広告主」という。）に修正を求めることができるものとする。

(広告掲載料の支払い)

第9条 広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載物取扱基準)

第11条 所管係は、広告掲載の位置、その規格、掲載期間及び掲載料等の広告掲載に伴い必要となる事項について、別に基準を定めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

(経過措置)

第13条 この要綱施行前において、すでに発行物等で広告掲載をしているものは、この要綱に基づいて行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。